

一般名処方と長期収載品選定療養費についてのお知らせ

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進と医薬品の安定供給に取り組んでいます。現在、一部の医薬品で供給が不安定な状況が続いているため、後発医薬品がある薬剤については、特定の商品名ではなく、有効成分による「一般名処方」を行っています。

一般名処方により、特定の薬が不足した場合でも、同じ成分の別の薬剤を選択しやすくなり、必要な薬を確保しやすくなります。ご不明な点がありましたら、当院職員までお知らせください。

※ 一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく「有効成分名」で処方箋を作成する方法です。

長期収載品の選定療養費の負担について

令和6年10月から、先発品（長期収載品）を患者さんが希望した場合、後発医薬品との差額の1/4を患者さんが負担する制度（選定療養）が始まっています。この追加負担は医療証の方も原則対象で、消費税が課税されます。

令和8年10月からは、負担が「差額の1/2」に引き上げられます。

※ 後発医薬品がない場合や、医師が医学的に必要と判断した場合は対象外です。

令和8年6月

医療機関名： 医療法人紫陽 クリニックサンセール
